



今月のニュース

9月9日は「救急の日」です。市では、医師会や医療機関などの関係機関と連携し、救急医療の体制づくりを進めています。

しかし、近年の医師や看護師の不足などにより、医療現場は深刻な状況におかれています。誰もがいつでも安心して救急医療を利用するためには、救急医療の現状を知り、救急医療や救急車を正しく利用するという、一人ひとりの理解と協力が不可欠です。

救急医療体制の役割と仕組み

急な病気やけがなどに対処するため、症状に応じて初期・第二次・第三次と、各医療機関が役割分担をして、救急医療体制を整えています。(左表参照)

1 「かかりつけ医」を持ちましょう  
体の不調を感じたときは、早めに

医療機関を適切に利用しましょう

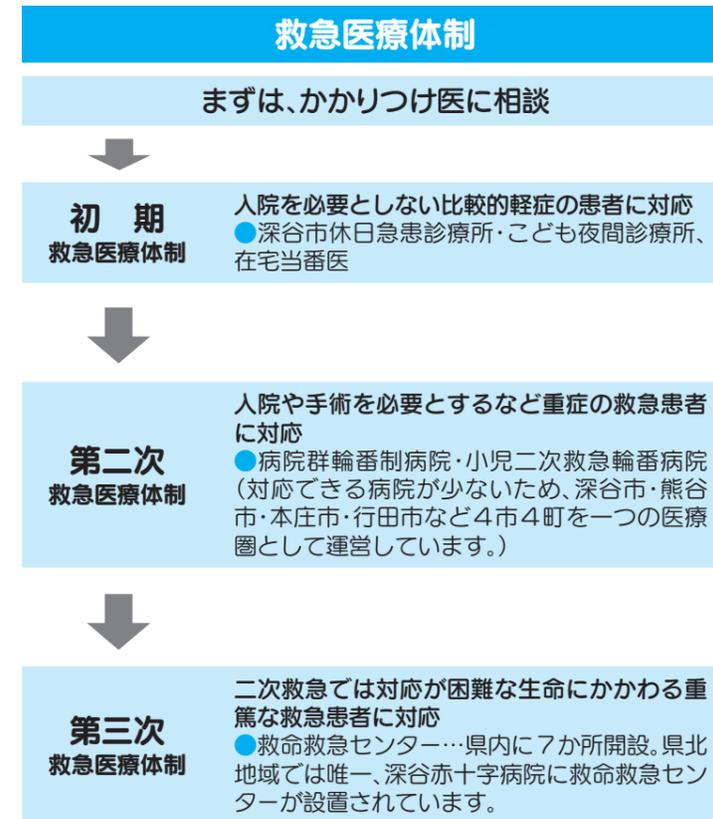
2 診療時間内に受診しましょう  
「夜間の方がすいているから」「昼間は忙しいから」などの理由で、救急医療機関を受診する場合がございます。そのため、救急外来が混み合い、本当に治療を必要とする人への対応が十分にできなくなる恐れがあります。

3 休日・夜間診療のかかり方  
救急病棟の医師は、「すぐ入院して治療する必要があるか」「翌日まで様子を見てよいのか」「一時的な判断をするのが役目です。翌日まで様子を見てよい」と判断された場合は、応急処置を受けて、改めてかかりつけ医を受診しましょう。



救急医療の適切な利用を

問い合わせ 保健センター(☎575-1101)



休日や夜間に体調が悪くなったら

※27ページも併せてご覧ください。

■医療機関を受診する前に

- 埼玉県小児救急電話相談 (☎#8000または☎048-833-7911)  
子どもの急病(発熱、下痢、嘔吐など)時の家庭での対処法や、受診の必要性について看護師が電話で相談に応じます。
- 埼玉県救急医療情報センター ※24時間対応 (☎048-824-4199)  
救急車を呼ぶほどではないが、緊急に受診が必要なときや、休日・夜間などに、受診可能な医療機関をご案内します。

■初期救急医療体制

- ・休日急患診療所(内科・小児科)
- ・こども夜間診療所(小児科・内科(こども))
- ・在宅当番医(眼科・耳鼻咽喉科)

■消防テレホンサービス・医療機関のご案内

災害情報、休日急患診療所・救急当番病院の問い合わせは、消防テレホンサービス(☎0180-99-4944)、指令課(☎571-0119)へ

深谷のいいものを体験『深谷えん旅』

問い合わせ 商工振興課(☎574-6650)

技を学ぶ体験

創業150年の酒蔵で  
酒造り体験『1日蔵人』



食を楽しむ体験

あなたも和菓子職人&  
まちカフェでおしゃべり



体験イベントの一部をご紹介します!!



歴史を感じる体験

富岡製糸場と論語の里  
歴史めぐりバスツアー



自分を磨く体験

1200年の歴史あるお寺で  
坐禅・写経・ヨガ

深谷の特色やお店の魅力を生かした、45の体験イベントを実施します。老舗の裏側を見学したり、職人の技を体験するなど、工夫を凝らした企画で皆さんをおもてなします。体験イベントの詳細は、ガイドブックや市ホームページ『深谷えん旅』で検索をご覧ください。お問い合わせください。



④ とき 10月19日④～11月30日  
ガイドブック 問い合わせ先  
のほか、市役所本庁舎総合案内、各総合支所などで配布しています。

国民年金からのお知らせ

問い合わせ 熊谷年金事務所(☎522-5012) 保険年金課(☎574-6641) 岡部市民生活課(☎585-5496)  
川本市市民生活課(☎583-2783) 花園市民生活課(☎584-1121)

平成26年度中に追納する場合の月額

年度	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成16年度の月分	14,750円	—	7,370円	—
平成17年度の月分	14,790円	—	7,390円	—
平成18年度の月分	14,840円	11,130円	7,420円	3,710円
平成19年度の月分	14,880円	11,150円	7,440円	3,710円
平成20年度の月分	15,000円	11,250円	7,500円	3,750円
平成21年度の月分	15,070円	11,300円	7,540円	3,760円
平成22年度の月分	15,340円	11,500円	7,670円	3,830円
平成23年度の月分	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
平成24年度の月分	14,980円	11,230円	7,490円	3,740円
平成25年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円

※平成23年度分以前の保険料には、一定の額が上乗せされます。

国民年金保険料の追納制度  
国民年金保険料の免除(全額・一部・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するため、10年以内であれば、さかのぼって納めること(追納)ができます。追納保険料は、過去の分から順次納めていただきます。追納保険料は、過去の分から順次納めていただきます。追納保険料は、過去の分から順次納めていただきます。

※一部免除は、納付すべき一部の保険料を期限内に納付する必要があります。納付しない場合には、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となり、追納することはできませんのでご注意ください。

※手続き先は日本年金機構です。詳しくはねんきんダイヤル(☎0570-05-116) ※IP電話・PHSのかたは☎03-6700-1105) または熊谷年金事務所までお問い合わせください。(※郵送による手続きが可能です)